

## 国立公園の管理運営に関する分科会提言(案)

### 構成

1. はじめに
2. 国立公園の管理運営の現状と課題
  - (1) 我が国の国立公園制度における管理運営の歴史と特徴
  - (2) 国立公園及び管理運営の現状
  - (3) 管理運営の課題
3. 地域制国立公園の管理運営のあり方
  - (1) 公園の提供するサービスの明確化
  - (2) 多様な主体の参画による計画策定と管理運営
  - (3) 評価システムと順応的な管理運営
  - (4) 利用の推進と地域振興
  - (5) 周辺地域との連携
  - (6) 国民・住民に対する説明責任
  - (7) 環境省の体制整備
4. 今後の進め方

### 1. はじめに(検討の趣旨)

- 地域制国立公園の管理運営のあるべき姿を明示する必要
- 将来的な制度改正も視野に入れ、提言が具体化されることを期待

### 2. 国立公園の管理運営の現状と課題

- (1) 我が国の国立公園制度における管理運営の歴史と特徴
- (2) 国立公園及び管理運営の現状
- (3) 管理運営の課題

#### (1) 我が国の国立公園制度における管理運営の歴史と特徴

- 「地域制自然公園制度」とは、「地域の基盤的な管理運営」に加えて、その場所が傑出した自然の風景地であることから、その保全と利用のために追加的な「公園の管理運営」を行う仕組み
- 「地域の基盤的な管理運営」と「公園の管理運営」は不可分の関係であり、協働を前提
- 地方分権、三位一体改革等により、地方公共団体の公園への関わり方が難しくなる傾向

#### (3) 管理運営の課題

- ビジョン(目標)を示すことができていない。
- より能動的な管理が必要な今の時代に対応した体制を構築する必要。
- 協働で管理運営を行うための合意形成や情報交換の場が十分ではない。
- 国立公園への理解を得るための広報が十分とは言えない。また、地域に歓迎される存在となっていない。

### 3. 地域制自然公園の管理運営のあり方

多くの関係者の協働による管理運営体制の再構築 / 地域振興にも配慮した適切な利用の推進を図る。

- 公園の提供するサービスの明確化
- 多様な主体の参画による計画策定と管理運営
- 評価システムと順応的な管理運営
- 利用の推進と地域振興
- 周辺地域との連携
- 国民・住民に対する説明責任
- 環境省の体制

#### (1) 公園の提供するサービスの明確化

「国立公園が有する自然などの恵み」と「その恩恵を受ける者」の関係を「サービス」と「受益者」という関係でとらえる。

ここでの「サービス」とは、公園の果たす役割、公園の機能とも言い換えが可能。

- サービスと受益の関係を考慮した役割分担
- サービスは将来世代にもわたる
- 各公園が提供するサービスは異なる

#### 国民全体が受益者であるサービス

- 自然体験や環境教育等の場の提供により、国民に豊かな生活の基盤を提供
- 景観や生物多様性の保全により、それらを将来にわたって国民が持続的に利用する機会を提供

#### 地域社会が受益者であるサービス

- すぐれた自然の風景地を活用した地域振興の機会を提供
- 地域の生活環境の保全効果
- 地域アイデンティティの形成、地域の誇りをもたらす
- 水源地機能や気候調節機能

#### (2) 多様な主体の参画による計画策定と管理運営

- 多様な主体の参画の必要性
- 計画策定と管理運営のシステム
- 各主体に求められる役割
- 各主体の費用分担
- 公園の担い手(組織)の育成

#### 多様な主体の参画の必要性

- 関係者の多様化
- 規制的手法が中心だった頃から、能動的な管理運営が必要な時代に（二次的自然の維持や利用拠点の景観形成）

▶ 円滑に協働できる体制を整えることが必要

#### 計画策定と管理運営のシステム

- 提供すべきサービス(その公園が果たすべき役割)の明確化 ほぼ恒久的なもの
- 共通の目標及び目標を達成するための行動計画の作成が有効 目標期間はそれぞれの公園で設定 / 道標(マイルストーン)の設定が有効
- 計画策定段階から関係者の参加(協議会やワークショップの開催) 公園管理を直接の目的としない関係者の参加促進
- 資金や労力の受け入れ団体の育成
- 一層の情報公開と関係者間での情報共有

## 各主体に求められる役割

環境省が果たすべき役割

- 法に基づく事務の執行
- 景観や自然環境の状況についてモニタリングの実施及び公表
- 多様な主体の参画促進、行動計画等の策定、分担を整理、NPO等の支援
- 保護に関する事業を主導的に実施、基幹的な利用施設の整備・維持管理
- 普及啓発、環境教育、利用に有益な情報や利用のルールの発信
- 地域振興に十分配慮した管理運営

## 各主体に求められる役割

環境省以外の関係者に求められる役割

- 国(環境省以外の行政機関)
- 地方公共団体(都道府県及び市町村)
- 公園内で宿舎等を経営する民間事業者
- 公園内の土地所有者、農林漁業者
- 地域住民
- 公園利用者
- 自然環境の保全・利用を目的とする民間団体
- 研究者
- その他の国民、企業等

## 各主体の費用分担

- 管理運営に要する財源や費用負担のあり方について、公園が提供するサービスへの対価の支払いという観点から、以下の点について見直し・検討が必要。
  - 利用者からの料金徴収
  - 地元の地方公共団体からの負担金の徴収
  - 地元企業等からの負担金の徴収
  - 国立公園の指定区域を抱える市町村に対する財政支援
- 土地所有者や農林漁業者の活動により、二次的自然環境の風景や生物多様性が維持されている場合の社会的な費用負担のあり方の検討が必要。その際には、農林漁業者に対する手法の提案も重要。

## 公園管理の担い手(組織)の育成

- 協議会やワークショップを開催しながら関係者をとりまとめていく役割を担う地域の組織が望まれる。
- 透明性、専門性の高い組織であることがより望ましい。
- 環境省は、このような組織の育成、支援をしていくことが重要。

## (3) 評価システムと順応的な管理運営

- 多くの関係者の取り組みが、やりっぱなしにならず、一層の相乗効果を発揮できるよう、その効果を検証できる仕組みが必要
- 科学的なデータに基づく管理水準のみならず、顧客満足度等の社会的な要素に基づく水準も設定
- 評価結果により、行動計画等の修正

## (4) 利用の推進と地域振興

- 利用者あってこそ国立公園の存在意義
- 地域振興にとっても適正な利用の増進が重要
- 二次的自然環境の維持が地域の農林漁業に依存している場合、それらの業が健全に継続できるような施策への取り組みが重要(農林水産省との連携強化)
- 街並み整備等においては、地域ルールの策定推進

### (5) 周辺地域との連携

- 多くの課題は広域にまたがることから、周辺地域も巻き込んだ管理運営が必要。
- 協議会等には、周辺地域の関係主体や保護地域の管理者の参加を促すことが重要。
- 生態系ネットワークの形成において重要な役割を担うことが期待されており、全国的な生物多様性保全の動向を考慮しながら管理運営を行うことが求められる。

### (6) 国民・住民に対する説明責任

- 環境省は、国立公園の置かれている現状と課題、施策の実施計画、実施した施策の成果等について、国民や住民に対する説明責任あり。
- 地域住民等との協働による管理運営には不可欠。
- 年次報告書等の作成・公表が有効。

### (7) 環境省の体制

- 公園ごとの独自性を高めた形での管理運営を進めるために、環境省もそれに対応した現地体制の強化が必要
- 今以上に地域の多様な主体との協働により、地域独自の管理運営を推進することのできる体制整備を期待

### 4. 今後の進め方

- 運用面での改善だけでなく、法律をはじめとする制度の改正等の様々な手段を活用して具現化することを期待
- 一斉に管理体制を整備することは困難と考えられるため、適切な地域におけるモデル事例をつくり、段階的に全国の国立公園の管理運営に反映させることが適当

## 検討会の提言の5つの ポイント (資料3 - 2)

- 生物多様性に富む地域をすぐれた自然の風景地と評価
- 国立公園と国定公園の役割分担の明確化
- 公園の保護・利用対象を明確にし、それに基づき管理運営の目標を設定
- 地域の多様な主体の参画による計画策定と協働・分担による管理運営
- 地域に根ざした公園管理の担い手(組織)の育成

指定分科会

管理運営分科会

### 公園管理者が留意すべき 3つのポイント

- 公園は、利用者あってのものであり、すぐれた自然の中での体験を通じて感動を得る機会を積極的に提供する。
- 地域社会の健全な維持が、公園の自然環境の保全に重要であることに留意する。
- 国民、公園利用者、地域住民等に対する説明責任を有することを認識し、データの集約に努めるとともに、情報公開・発信を徹底する。

### モデル地域での実践にあたって

- 目標設定や行動計画づくりを行う地域の範囲は(公園全体か、団地ごとか、さらに小さい集落か)
- 利害関係者(ステークホルダー)と関心を持っている団体(インタレストインググループ)の関与の仕方はどのように分けるべきか
- 「地域の意志」と「全国的な観点からの国立公園の方針」との整合性の取り方
- etc..  
についてアドバイスをいただきたい。